

■ 確認検査の標準処理日数

(2015年9月16日)

業務の種別		標準処理日数 ※1	備考
確認申請	建築基準法第6条第1項第四号の建築物	15 (営業日)※2	構造計算適合性判定を要する場合 + 35(営業日)※2
	建築基準法第87条の2に定める建築設備		—
	建築基準法第6条第1項第一号から三号の建築物	35 (営業日)※2	構造計算適合性判定を要する場合 + 35(営業日)※2
	建築基準法第88条に定める工作物		—
中間検査		10 (営業日)※2	—
仮使用認定申請		21 (営業日)※2	—
完了検査		14 (営業日)※2	—

※1 標準処理日数：確認検査業務の引受日から起算して、当該確認検査業務の証書交付日までの期間をいう

：標準処理日数には当該確認検査業務に係わる補正又は追加説明等を求めた日から起算して、それらの補正、追加説明等が完了する迄の日数は含まれないものとする

※2 営業日：SBIアーキクオリティ株式会社確認検査業務規程第13条に定める確認検査業務を行う日をいう